

議案第1082号

## 建築基準法第51条ただし書許可について

## 建築基準法第51条ただし書による一般廃棄物の中間処理施設の位置

名称	用途地域	位置	敷地面積
一般廃棄物の中間処理施設	工業専用地域	仙台市宮城野区扇町一丁目6番35, 6番36, 6番37	6,612.07 m <sup>2</sup>

### (内容説明)

本事業者は現在、工業専用地域である宮城野区扇町一丁目地内において、一般廃棄物の中間処理施設を運営しておりますが、老朽化した施設の更新とともに、現在手作業により行っている工程部分を機械化することでの従業員の負担解消のため、新たに西側隣地を敷地に加え、当該土地に立地する既存建築物を取得して用途変更かつ増築し、新たな施設を当該建築物内に設置する計画であり、既存施設と同様、仙台市内で発生する一般廃棄物(缶、びん、ペットボトル)を収集運搬し、圧縮等の中間処理を行う事業となります。

本事業における処理施設は、「建築基準法施行令第130条の2の2第一号」の規定に該当し、建築基準法第51条ただし書の許可を受ける必要があることから、仙台市都市計画審議会に付議するものです。

### <処理能力に関する規定>

#### ・一般廃棄物

一日当たりの処理能力が5トン以上であるもの

### (理由)

本計画地は、JR仙台駅から東方約6kmに位置しており、本市都市計画マスタープランにおいて、産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積を図る、工業・流通・研究区域に位置づけられている地区です。

計画地周辺は、工場・倉庫などの業務系の施設が多く立地しているほか、工業専用地域における工業の利便を害するおそれがないものとして用途規制の許可を受けた自動車販売店舗などの立地があります。本計画地は、住宅の建築を制限する工業専用地域内にあるため、今後住宅施設との混在化が進むことはなく、本施設は、一般廃棄物の再資源化を目的とする中間処理施設であることから、本市の工業・流通・研究区域の施策展開の方向性に適合するものです。

また、廃プラスチック類等の圧縮等に伴う騒音及び振動については、本計画地が工業専用地域内にあり、規制の対象外であるとともに、直近の住宅地において予測した場合でも現況から変わらず規制値以下となることのほか、施設への廃棄物搬出入等に伴う通行車両については、周辺交通に変化をもたらすものではないことを確認しております。

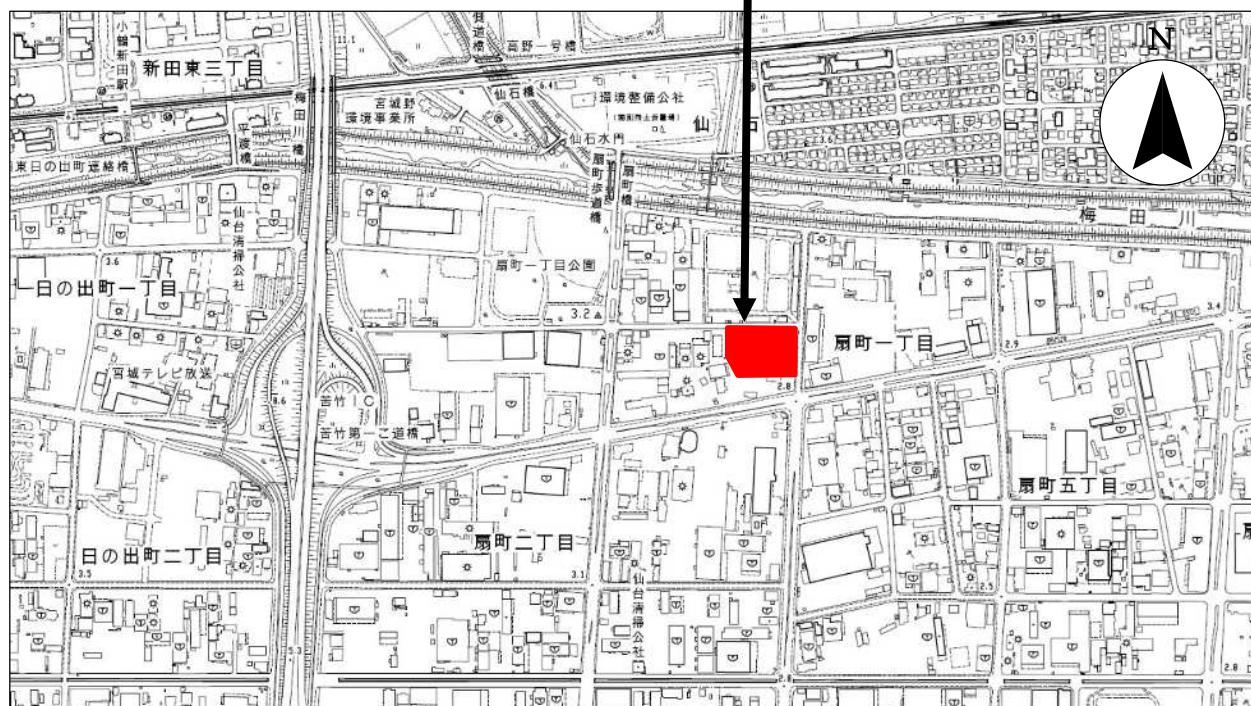
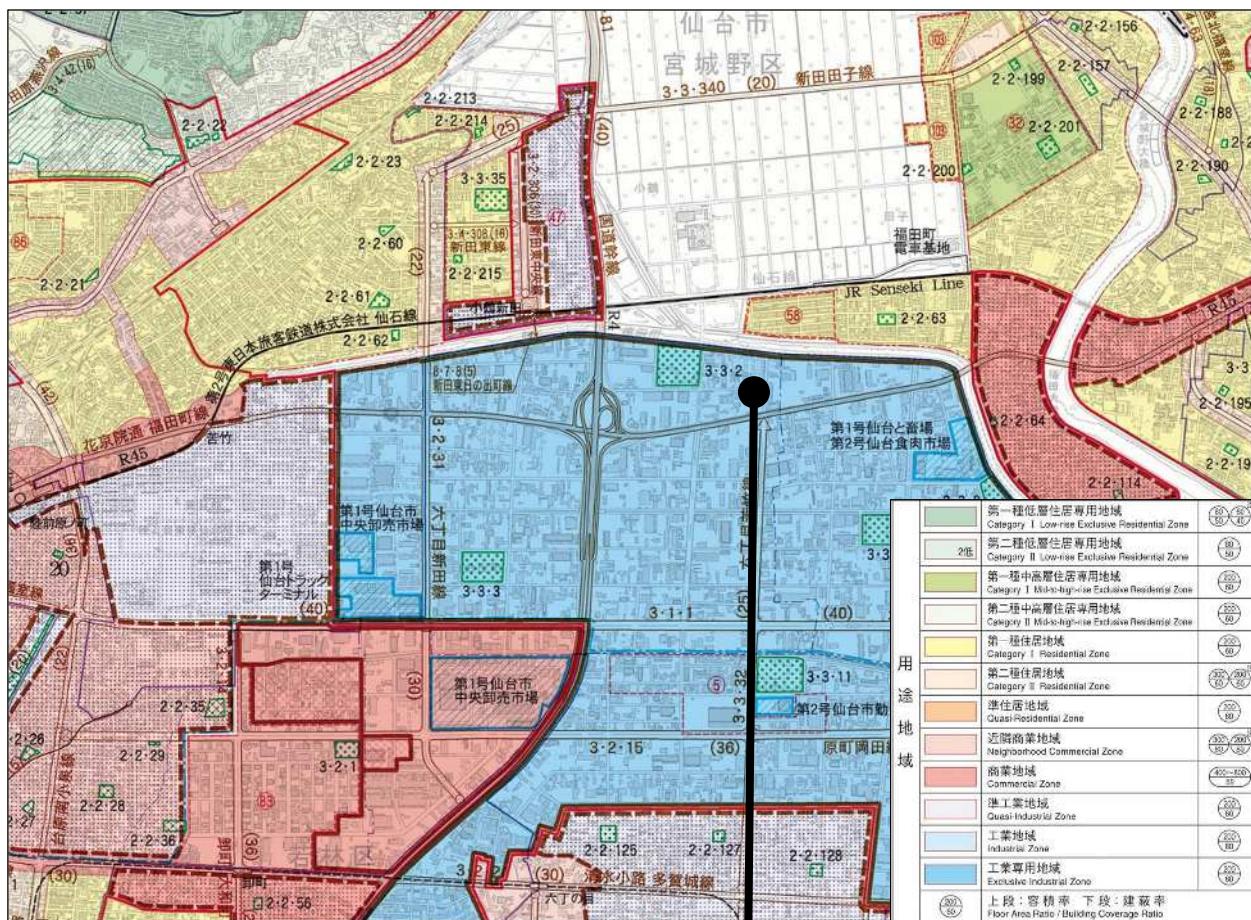
以上のことから、本施設の敷地の位置については、都市計画上支障がないと考えられます。

## 施設概要

施設名称		協業組合 仙台清掃公社 中間処理施設
申請者		仙台市宮城野区日の出町一丁目 7 番 15 号
		協業組合 仙台清掃公社 代表理事 山田 政彦
敷地	位置	仙台市宮城野区扇町一丁目 6 番 35, 6 番 36, 6 番 37
	面積	6,612.07 m <sup>2</sup>
	用途地域	工業専用地域
処理施設	用途	一般廃棄物の中間処理施設
	処理能力	一般廃棄物 選別施設 缶, びん, ペットボトル 15.0 t/日 圧縮梱包施設 ペットボトル 9.04 t/日 圧縮施設 缶 15.672 t/日
その他		申請建築物の概要 廃棄物処理施設 鉄骨造 地上 1 階建て 705.86 m <sup>2</sup> 処理後物保管倉庫 鉄骨造 地上 1 階建て 924.06 m <sup>2</sup>  ※敷地内における上記建築物以外の既存建築物で、 過去に建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく 許可を取得しているもの ・ 古紙梱包作業棟 用途：一般廃棄物の中間処理施設 処理能力：紙くずの圧縮梱包 168 t/日 構造規模：鉄骨造 地上 1 階建て 968.00 m <sup>2</sup>

## 位置図

## 建築基準法第 51 条ただし書許可について



## 本計画地